

令和 7 年

波佐見町議会臨時会会議録

第1回 開会：令和 7年 2月 5日
閉会：令和 7年 2月 5日

波佐見町議会

令和7年第1回（2月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第 1 日	2月5日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定議案審議
	(以下余白)			

令和7年第1回(2月)波佐見町議会臨時会 目次

第1日目(2月5日)(水曜日)

○開会・開議	7
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 提案要旨の説明	7
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第4 議案第1号	9
日程第5 議案第2号	27
日程第6 議案第3号	28
日程第7 議案第4号	29
日程第8 議案第5号	36
日程第9 議案第6号	37
日程第10 議案第7号	38
日程第11 議案第8号	40
日程第12 議案第9号	41
○閉会	46

第 1 日目（2 月 5 日）（水曜日）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 1 号 令和 6 年度波佐見町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 2 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 3 号 令和 6 年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 4 号 波佐見町自家用有償バス条例
- 第 8 議案第 5 号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 12 議案第 9 号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の締結について

第1日目（2月5日）（水曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田	博 司	2 番	脇 坂	正 孝
3 番	澤 田	昭 則	4 番	横 山	聖 代
5 番	岡 村	真由美	6 番	岡 村	達 馬
7 番	三 石	孝	8 番	城 後	光
9 番	福 田	勝 也	10 番	田 添	有 喜
11 番	北 村	清 美	12 番	尾 上	和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	庁舎建設推進室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	古 賀 真 悟	住民福祉課長	井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	伊 藤 幸 治	農林課長参事	太 田 克 宏
建 設 課 長	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	中 村 和 彦
長 寿 支 援 課 長	松 添 博	子ども・健康保険課長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	朝 長 哲 也	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊
税務財政課課長補佐	鶴 田 秀 幸		

午前 10 時 開会・開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 1 回波佐見町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 136 条の規定により、5 番 岡村真由美議員、6 番 岡村達馬議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（尾上和孝君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

本日ここに令和 7 年第 1 回波佐見町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には冷え込み厳しく、また積雪でお足元の悪い中に、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので 2 月に入りましたが、議員皆様におかれましては 1 月 3 日の二十歳のつどい、その後の消防出初式、波佐見町一周駅伝大会、生涯学習のつどいなど、年始の御多忙の折に御参加、御出席をいただき本当にありがとうございました。いずれも皆様方の御協力により、盛会のうちに開催できましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて庁舎建設第2期工事でございますが、別館改修及び駐車場整備について、1月27日には開発行為等に基づく長崎県及び関係機関の検査を受け無事竣工しており、駐車場につきましては昨日から供用開始を行っております。

また別館に設置しますこども家庭センター整備についても、改修工事自体は完了し、現在備品什器等の搬入作業を行っており、来る2月21日に名称を「よりそっと」として開所式を予定しているところです。

このこども家庭センター「よりそっと」については、本町の子育て世帯を包括的に支援する新しい拠点となるものであり、開所に向けて諸準備を万端に進めたいと考えておりますので、引き続きの御支援をお願いいたします。

さて1月24日に招集された通常国会は、石破首相の施政方針演説を経て、31日衆議院において予算特別委員会が開催され、令和7年度予算の審議が始まりました。少数与党による国会運営となり、我々の生活に直結する予算に加え、経済対策の動向について注視してまいりたいと考えております。

また12月の国の臨時国会で示された経済対策に係る本町の対応ですが、さきにお知らせしましたとおり、非課税世帯支援給付金事業及びプレミアム商品券事業を実施することとしており、関係予算を今回の補正予算に計上しております。

加えて西肥バス川棚内海線廃止に伴う代替交通でございますが1月9日の地域公共会議で自治体有償運送として運行計画の御承認をいただき、現在4月1日からの運行開始に向けて国と協議の上諸手続を進めており、本臨時会に関係条例及び関係する予算の計上をしているところです。

それでは、本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第1号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出の予算総額に1億3,700万円を追加し、補正後の予算総額を106億1,800万円とするものです。今回の補正は歳出については、先ほど御説明をしました国の経済対策に係る物価高騰対応地方創生臨時交付金事業として、非課税世帯支援給付金、及びプレミアム商品券事業に加え、路線バス代替事業に係る関係費用を追加しております。歳入については、地方交付税国の経済対策に係る国県支出金、それから繰入金等となっています。

議案第2号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）は、上水道施設管理業務に係る債務負担行為の追加となっています。

議案第3号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第3号）は、下水道施設管理業務に係る債務負担行為の追加となっています。

議案第4号 波佐見町自家用有償バス条例は、西肥自動車株式会社が運営する川棚内海線が3月末をもって廃止されることに伴い、川棚町と共同で自治体有償バスを運行するにあたり必要な事項を定めるものです。

議案第5号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の国家公務員の給与改定に準じて議員報酬を改正するものです。

議案第6号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、先ほどの議案第5号と同様に、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の国家公務員の給与改定に準じて、町長等の給与を改正するものです。

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の人事院勧告に準じ、一般職の給料表の改正及び期末勤勉手当の支給月数を改正するものです。

議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、国の関係法律改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の整理を行うものです。

議案第9号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の締結については、1月24日に実施した一般競争入札の結果、落札した有限会社星友空調と工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上適切なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 議案第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 議案第1号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第1号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億3,700万円を追加し、総額を106億1,800万円とします。繰越明許費の追加は第2表によります。債務負担行為の追加は第3表によります。

今回の補正は物価高騰対応地方創生臨時交付金を財源に実施する非課税世帯への給

付金、プレミアムつき商品券の販売のほか、川棚内海線代替路線バスの運行に必要な経費を計上しております。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費の補正ですが、今回追加している災害復旧事業は、諸般の理由から年度内での完成が現時点で未確定であることから、次年度への繰越しとして措置するものでございます。

続いて5ページ～7ページの第3表。債務負担行為の補正ですが、今回3件の事業を追加計上しております。

続いて歳入に移ります。10ページをお願いします。10款、1項、1目。地方交付税は、国からの追加交付決定により、1,219万7,000円増額しております。

11ページをお願いします。12款、2項、5目。総務費負担金は、川棚内海線代替路線バス運行に係る費用のうち、川棚町に負担していただく781万2,000円を新たに計上しております。

次に12ページをお願いします。14款、2項、1目。総務費国庫負担金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億399万1,000円を新たに計上しております。

次に13ページをお願いします。18款、2項、2目。ふるさとづくり応援基金繰入金は、川棚内海線代替路線バス運行に係る費用の財源とするため、1,300万円を増額しております。以上が歳入の主なものになります。

次に歳出につきましては、各担当課長が説明申し上げます。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関して御説明いたします。14ページをお願いいたします。2款、1項、13目。電算管理費の12節。委託料でシステム改修委託料345万2,000円の増額につきましては、先ほど歳入でもありましたように、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る非課税世帯支援給付金事業のシステム改修分を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。3款、1項、6目。生活支援給付費事業で、今回も価格や物価高騰等に対しての生活支援事業でございまして、4,414万8,000円を増額しております。

主なものは13節。使用料及び賃借料254万5,000円を計上しております。これは給付支援サービス利用料であります。今まで紙でしか申請の受け付けをしておりませんでした。今回からはスマホでマイナポータルを活用した電子申請でも受け付けて給付でき

るように進めております。これで自宅や外出先でも24時間いつでも申請ができるようになります。

なお従来どおりの紙での申請でも受け付けておりますので、御安心いただきたいと思っております。

次に18節、負担金、補助及び交付金4,100万円でございますが、令和6年度の住民税非課税世帯が対象になりまして、1世帯当たり3万円の1,200世帯で3,600万円。それと、子ども加算として1人当たり2万円の250人で500万円。合計いたしまして4,100万円を計上しております。

以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商工観光課関係予算について御説明いたします。14ページをお開きください。2款、1項、8目、諸費でございます。西肥自動車バス路線川棚内海線の令和7年3月末廃止に伴い4月1日から運行する代替交通の準備にかかる経費として、2,160万円を増額計上しております。今回の補正の主なものについて御説明いたします。

12節、委託料でございます。総額で874万6,000円を増額しております。川棚内海線代替路線運行準備委託料は、4月1日から運行を委託する事業者について、運転主の人件費、研修費、試験運転経費、事務所開設準備経費が必要であるため今回所要額を増額するものです。

川棚内海線代替交通路線、登録申請等支援業務委託料につきましては、代替交通の九州運輸局への路線登録申請支援や、4月1日に運行開始するための必要な事業所開設準備、停留所準備や、車両機器調整等に関する支援を行ってもらう必要があるため、今回専門事業者へ委託する経費を増額しております。

バス車両整備業務委託料につきましては、今回備品購入費にも計上させていただいておりますバスの購入に際し、取付けた内装機器やラッピングを委託することとしてその経費を増額しております。

続きまして17節、備品購入費でございます。4月1日の代替交通の運行開始に向けて、路線バスの車両を準備する必要があることから、購入費を計上させていただいております。車両につきましては、路線バスの中古車両2台と内装機器を購入いたします。そのうち1台は運行車両として、もう1台は予備車両として使用することを予定しております。

16ページをお開きください。7款、1項、2目、商工振興費でございます。今回国の地方創生臨時交付金に係る補正予算が成立しまして、本町における経済対策として、プレミアム商品券事業を行いますので、その事業に係る経費として6,780万円を増額し、計上させていただいております。補正の主なものものとして、12節、委託料を6,650万円増額しております。

今回の実施内容について御説明いたします。実施方法は商品券の販売を行います。商品券は1枚当たり1,000円の1冊12枚つづりといたします。販売額を1万円といたしましてプレミアム分は2,000円といたします。1人当たり2冊まで購入可能とし、各世帯に購入引換券を郵送することといたします。委託料につきましてはプレミアム費、商品券やポスター印刷費、人件費、換金手数料、保険料、振込手数料、事務費等が増えての内訳となっております。

販売方法につきましては、前回と同様公共施設での集合販売を検討しておりますが、販売時期等につきましては、委託事業者と今後調整の上、できるだけ早い段階で町民の皆様にお示しできるようにしていきたいと考えております。

以上で商工観光課所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

2ページ、先ほどの歳入の件で、これは町交付税の補正額が1,200万円ほどなされておりますが、これは1月24日に県の——いわゆる国の増収税で交付財源が増えたことによつてですね、県の再裁定に、いわゆる交付金はまだ入っていないというふうに考えていいですか。

もう一度申し上げますね。いわゆる国の税収が増えて、地方交付税を1月24日に県のほうで再び裁定されているのですね。それから市町村の場合は約3.5%増えますよ、というような報道がなされていたのですが、この場合の補正額はまだ裁定された金額にはまだ入っていないというふうに考えていいですか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

今議員おっしゃった分は、令和7年度の予算に反映すべきところが再算定されている

ということをごさいます、これは以前交付決定がなされてきていた分をですね、さらに追加があったということで計上をさせていただいているものでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは16ページの7款、1項、2目、12節、商工振興費の委託料のプレミアム商品券に関してのお尋ねなのですが、先ほど御説明ありまして、販売をされるということなんですが。販売に関しては1冊つづっておられるということで、プレミアム率でいえば20%になるのですが、前回新型コロナウイルスのときには66%のプレミアム率があって大変好評ではありましたが、今回その20%になった理由というのが分かれば教えていただきたい。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回20%のプレミアム率というふうなことで、前回と比較した場合やはり国の交付金の事業費の決定に準じた形での設定というようなことになります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

限られた予算の中でされるわけなのですがこれが、かなり魅力があるかどうかと、あと物価高騰対策に対して、これで対応できるかということもポイントだと思います。もし足りなければ何かの補正でも組んでもらって、もうちょっとこう刺激のあるといいませんか。お買いもの、消費をしたくなるような対策をしていただきたい。

それと次に時期はいつを考えていらっしゃるかということと、あともし残った場合の追加販売を考えていらっしゃるかというのもちよっとお尋ねしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ですね国からの支援交付金というふうなところが財源となっておりますので、今後、国等からそういった追加的な措置があるのであれば、その辺も加味した形で検討はできると思いますが、今の段階ではまずその国の財源に準じた形でのプレミアム率というふうなことで御理解いただければというふうに思います。

それから時期等につきましては、やはり業者に発注をかけてから2か月ちょっと程度はその準備期間にもかかるというふうな——前回もそれぐらいの時間がかかっているというふうなことも踏まえてですね。できるだけ早くというふうなことを考えております

が、ある程度その事業者の準備期間がどれくらいかかるかというふうなところも確認しながら速やかに、時期のほうも決定していきたいというように考えております。

追加販売につきましては一応検討を今しているところでございまして、これにつきましても、どのようなやり方で効率的にできるかというふうなところもですね、事業者と一緒に考えていきたいというように考えております。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それと前回の新型コロナウイルスのときのプレミアム付き商品券に関しては、東彼商工会に委託されたと思いますが、委託料が1,480万円ほど委託料かけていらっしゃいます。

多分今この委託先がどこになるか分かりませんが、かなりの委託料がかかりますので6,650万円ですり足りなのかどうか。もし足りなければまた追加で予算を組んでいただきたいと思いますが、とにかくこの物価高騰を乗り切るためには、かなりのお金も要ると思います。委託料でも先ほど言ったように1,400万円近い金が前回いったのですが、今回はどれぐらいになるか分かりませんが、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

委託料につきましても令和4年度の実績をもとに今試算をしております。当然委託先の事業者ともですね、協議をしながら必要な分につきましては、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

歳出の14ページ、2款、1項、8目、17節、備品購入費についてでございますが。バスの購入費ということで1,200万円ほど計上をしてありますが。このバスの中古車ということでございますが、定員ですね。バスの荷台のそれぞれの定員と、それから今回購入になっておりますが委託とかりース。こういったものが考えられなかったのか。購入に至った理由でございます。

それから財源区分についてですが、これを見ますと国県支出金というのは全くゼロでございます。そういったものが国県支出金等は考えられないものか。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

バスの今回購入というふうなことで、リース等についてできなかったのかというような話でございますが、いろんなことを踏まえて、当然当初はリースができないかというようなことで、車両についてリースができるような事業所がないかというふうなところも踏まえていろいろと協議もしていったところですが、やはりリースができないというふうな。いろんな協議の中でやはりリースができないという回答も得まして、購入せざるを得ないというふうな状況でございました。

ですので、今回中古車両というのが、なかなかこの限られた時間で見つからないようなところであったのですが、何とか2台確保できるというふうな話でございましたので、今回購入に踏み切っております。

そして車両につきましてはですね、55人乗りの中型というふうなことで発注をしたいというふうに考えております。

そして財源につきましては、今回当然国等の支援も受けながらというふうなことは考えておりましたが、当然急遽な事態でございましたためにですね、国の申請期間に今回令和6年度の申請期間はもう当然、間に合っていないというふうなことです。

ですので、4月1日からの運行につきましては、国の申請が令和7年・8年度の予算等についての申請になってきますので、そういったところも十分活用できるようにしまして、来年度の令和7年度には国の予算も獲得しながら、運行を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

町で持つということになりますと保険料とか、車検費用とか、修繕料とか、そういった経費が今後また生じてくるかと思うのですよ。それをそういった意味からしますと、リースとかあるいは運行委託をしたほうがより軽く、町の負担が軽くできるんじゃないかなと。そういったことから私もそちらのほうがかなと思っていたのですが、いろいろ理由があって、それができなかったということですが。一旦買えば、一旦町有として購入すればしばらくは、とにかく使わないかんということで、今後そういった経費も負担になろうかと思っておりますが。

そしてもう一つ、55人乗りが2台ですかね。予備と申しますか1台で主として運行するという説明でありましたが、あと1台はもう少し定員の少ないようなバス——例えば

30人乗りとか40人乗りとか、そのあたりは考えられないものかということですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

2台目を定員がもう少しこう、定員が少ないものにというふうなことはどうかというふうな御質問でございますが。当然、今回のバスの規格等を決定するにあたりまして、この川棚内海線の路線の特性としてやはり高校生の利用が非常に多いというふうなことがございます。

この車両に決定した理由としても、通常の川棚内海線の一番高校生が乗っているのが、時間帯は当然朝夕の時間帯になると思うのですが、そこについて大体日中でも大体20人ちょっとぐらいの方が乗られてるというふうなことは把握をしておりますが、やはり雨天時とか、そういったところを踏まえますと、それが40名程度やはり乗られるようなケースもあるというふうに聞いております。

まずその車両としては、それをカバーできる車両を準備しないといけないというふうな状況がございます。予備車につきましても当然車両がいつ不具合を起こして、運行できなくなるかというふうなこともございますので、当然そういったその人数の利用者数のニーズに対応できるような車両の確保はしておかないと、運行した際に利用者の方に御迷惑をおかけするというふうなことも想定されますので、今回購入にあたっては同じような規格の中古車を2台準備するというふうなことで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

私なりに考えますと2台を交互にやはり運転したほうがよろしいような気がします。これはもう運行上の細かいことでございますが。

あと町長にお尋ねですが、県の支出金、県の助成。これについて二、三日前県知事のほうに3町長合同で行かれたという記事がありました。その中で県に対してこういった公共機関——川棚町も同じような状況でございますので。新聞記事から判断しますと、この話は特別載ってはおりませんでした——バスの話はですね。

ですから、こういうふうな状況でございますから関係の町長、町あわせて県にこういった要望を出されたものかどうか。これを見ますと、いつですかね、2月4日の新聞ですから3日に行かれたんですか。その辺のことについてお尋ねをいたします。

ぜひ県のほうからも、助成をいうようなことでお願いしたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

知事要望につきましては、一昨日3町長が伺ったわけでございます。この要望活動につきましてはもう夏頃から事前調整をとっておりまして、今回のようなこのバスについてはその後出てきた問題でございまして、今回の要望事項の中には含めてはおりませんでした。ただ担当部署におきましては、所管課にそういった支援がないのかというふうな要望あるいは調査等はしておりますが、現状ではどうしても難しいということでした。

おっしゃるとおりですね、非常にこれは川棚町、波佐見町の両町に関わる重要な問題でございますので、今後の要望活動につきましては、こういったものも含めましてしたいと思えますし、あるいは折を見ていろいろ知事とお会いすることもあろうかと思えます。その節はですね、そういったこともあるということも伝えながら、正式な要望についてまだ行っておりませんが、今後取り組むべきかなというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

同じく14ページ。代替交通バスについてでございます。最初に2月1日付の長崎新聞の川棚町議会の内容、審議内容を伝える記事の中で「運行に係る費用は町内の路線距離で案分。川棚町43%、波佐見町57%の割合で負担する協定を締結する」というふうなことが書いてあります。

私が質問するのは、この運行にかかる費用というものの中身ですね。つまり先ほど課長は川棚町から負担してもらうものは781万2,000円でございますと言って収入のほうに入れられました。今私が聞きたいのは、委託料の800何万円というのが、57%にあたるのかなというふうに理解するので、その下の項目、使用料——下の13節の使用料及び賃借料、及びその下の17節に書いてある備品購入費。こういったものはかなり大きな額でございますが、この額というのは運行に必要な金額ではないのでしょうか。

波佐見町がバスを購入するから1,200万円は波佐見町の財産なので、運行に必要な額等は認めない、認められないということなのかなと、ちょっと説明を聞きながら思ったんですが。リースになればどうなのかなとか、あとバス停の借地料みたいなことも書いてありますが、川棚町にはそういったものはないのかとかですね。そういったもろもろ含めて、この案分するものの中身をお答えいただきたいと思えます。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員がおっしゃったとおり川棚町との費用負担につきましてはですね、総運行距離に基づいて案分をするというふうなことで、今合意をしているところでございます。

川棚町が43%で、波佐見町が57%というふうなところでございますが、当然今お話のありました車両購入費等もその中に含まれておりまして、総額からいきますと今回2,200万円近い予算を増額しておりますが、その全てが対象とはなってるわけではございませんが、備品購入費それから委託料。そして印刷費等。そういった中で案分をするというふうなことになっております。

ですので、当然川棚町サイドとしても、この委託以外にも停留所の移設といいますか、西肥自動車からの引継ぎであるとか、そういったところも行っていただいております。そういったところでそれぞれ今回波佐見町と川棚町で負担する経費以外の部分についても、それぞれでちょっと予算化をしているというふうなところもございます。当然ございますので、そういった内容になっております。

ですので、今回川棚町との負担金の中に経費に含まれているところにつきましては、需用費それから委託料、そして備品購入費等ですね。そういったところの中での経費からの案分というようなこととなります。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

分かったような気がいたしますが、まだ川棚町から負担していただく額はまた今後もまた出てくるのではないかとということで理解します。

あと先ほど同僚議員からの質問もありましたが——次の質問ですね。中古の大型バス車両リースができないということで、買い取るということはもうどこにそれをお願いするかというのももう話合いが済んでいるのだらうと思います。そうでないとなかなか4月1日運行というのはいかないということですので、それは分かるのですが。

やはり町民の皆様とか、あと長崎新聞がこのところ1月30日から今朝まで路線バス廃止に関わる意見、県民の声みたいなのを拾い上げて特集を組んでおります。その中にもありますが——波佐見町民に限らずですね。もうマイクロバス、小さいバスを回してもらえないかというのがあるのですね。町民の皆さんも結構そういうことを聞かれるんですよ。

でも新しいマイクロバスを買うとなるとまたお金もかかるし、ということをおっしゃったのですが、一つの視点として大型バスを運行した場合、波佐見町が所有して。運転士の確

保が本当に可能なのかと。マイクロをしたほうが運転士の確保はいくのではないか。

つまり継続的に運行するためには、大型車両で本当に大丈夫なのかなという心配がありますのでそこらあたりは検討されたのかということ等をお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然今回の代替交通に関してという視点でよろしいですね。

マイクロバスでの運用はというふうなところの検討ということなのですが、先ほどの答弁もいたしましたとおり、当然川棚内海線という、この路線の特性というふうなところもございまして、当然西肥自動車が運行する、佐世保嬉野線との並走区間も今回まだ残ってるわけですね。そうした中で、やはり路線の利用者の人数、利用者数それから西肥自動車との運賃の競合。こういったところが当然検討せざるを得ないような状況がございまして。

ですので、そういったことを踏まえて、マイクロバスで運行するとなりますと、当然利用者の数も、当然少ない人数になり、乗客も乗員も少なくなりますし、今度運賃につきましても今回の代替交通につきましては西肥自動車の運賃と同等の金額運賃を採用しておりますので、その支払いの関係ということも当然出てまいります。

そうするとやはりマイクロバスの利用者を導入した場合に利用者の数もしかることながら、運転士の負担。料金徴収の手間そういったところも当然出てくるわけですね。ですので、総合的にいろんなことを判断した場合に、やはり既存の路線バスと同等の車両を準備せざるを得ないというふうな判断に至ったというふうなところがございます。

ですので、今後その利用者それから路線の特性。こういったところについていろんな状況があるとは思いますが、それを総合的に判断した結果このような状況になったというふうなところについては御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

課をはじめ役場の皆様が本当に昼夜、頑張って検討された結果の案だと思うので、それは高く評価したいと思うのですね。ただ、やはり心配するのは大手の西肥バスができなかったことは、同じようなことを波佐見町がやって、本当にこれがこの何年も継続してやっていけるのかということを考えてときに、心配する懸念材料結構あるのではないかなと思ってあえて質問をしました。

町民の皆様もきっとそういうところを不安がっていらっしゃるのではないかと思う

ので、どういったことを検討して、今のこの結論に至ったということを課長に報告していただいた次第です。お許してください。

あと最後の一つなのですが、印刷費。使用料及び賃借料の中に、バスの定期券の印刷機の賃借料と。これ多分今やっているとところから借りられて、それも中古を借りられてやるのだと思うんですが。回数券であるとか、切符であるとかですねそういったほかのもろもろの印刷物がいっぱい出てくると思うのですが、そういったものを含めてのリース料。各項に書けないから書いてないだけで、あとはやはりいろんなものを借りられるということによろしいでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然定期券を発行するにあたりまして、偽造防止の対応とかそういったところも必要になるかと思えます。それに対応したコピー機というのがあるというふうなことを聞いておりますので、それをリースいたしまして、その費用を今回計上させていただいております。

ですので、定期券もしくは、あと回数券等ですね。そういったところの印刷のための機器というようなことで御理解いただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

14ページの今話題になってる12節。委託料。川棚内海線代替運路線運行準備委託料等に関してなのですが、4月1日からですね代替交通を運行しないといけないという中で、商工観光課の方また、もしくは関係される方の非常に大変な中で進めていただいているには敬意を表します。

それですね、やはり皆さん気になってらっしゃると思うのが、長崎新聞でも掲載何回もされているのですが、佐世保市の西肥バスが、北部と南部にハブ拠点を設けて、今後ちょっと運行を全体的に見直していくということで、佐世保市と佐々町の地域公共交通活性が協議会でもいろいろ議論されています。

それを踏まえると今後、やはり佐世保嬉野線というのも何かしら見直しの対象になっていくんじゃないかなというのが容易に検討つくのですが。やはりこういう今後を見越しても、佐世保市さんとの連携というか、いろんな形で情報共有していくのが必要不可欠だと思うのですが。今はですね、4月1日に間に合わせるためにそこに注力されていると思うのですが。

今後含めて極端な話、佐世保嬉野線の代替というのも本町で何かしらやらないといけなくなるというのも十分考えられますので。佐世保市とのいろんな形で連携というのは必要だと思うのですが、今後何かしらですね、佐世保市と情報共有していくという考えはありますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

佐世保嬉野線につきましても、当然今回の川棚内海線の廃止とあわせて西肥自動車との協議の中で、その在り方についてもいろいろと話をしているところでございます。1月に出ましたその新聞報道につきましては、佐世保市のほうで公共交通の再編を今計画しているというふうなことで、いわゆる基幹路線を残して、大野早岐基幹路線を残した後は各枝葉の部分をもどのように再編していくかというふうなところが主体というふう聞いております。

そうなりますとやはり本町におきましては、佐世保駅中心部までのそういった路線も見直しの対象になってくるというふうなことも当然ありますので、非常にそういうふうになるとJRの駅がない本町にとっては非常に大きな打撃となりかねないというふうなこともございますので、新聞報道も受けまして早速、佐世保市のほうに協議を行っている状況でございます。

今回みたいいきなり佐世保嬉野線も路線廃止というふうなことを言われたらもうとてもじゃないですけど、本町としても対応できないような状況もございますので、できるだけそういうふうにならないように佐世保市とも連携しながら情報収集に努め、できる対策は早めに打っていききたいというふうには考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

当然ですね、今回川棚内海線の廃止というのはもう半年前ぐらいに急遽生じた問題で、商工観光課としても非常に苦慮されたと思いますので。

なるべくそういう情報が前々から分かる環境——当然ながら佐世保市さんの地域公共交通会議には西肥バスさんも参加されているので、いろんな形で事前情報いろいろ発信されてると思いますので、ぜひ密にやっていただきたいなと思います。

それで今回、川棚内海線の代替交通に関しては、原則普通の硬貨を使って乗車をするのと、定期券を使うという紙ベースの乗車というのが原則だと思うのですが、そういうのに当たってですね。定期券何ですか——運賃収受の機械を入れられると思うんですけ

ど、今後の発展性ですね。

例えば将来的に何かしら電子的な部分を使えるとか、そういう部分は考慮された上で機器選定等はされているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ですね、運賃の収受に関しての効率化というふうなところで、I C系とかキャッシュレス決済とかそういったところもですね、今の公共交通には必須かと思ひまして、その可能性も当然あわせて探っていたところではございますが、今、公共交通機関で利用されてる「nimoca」とか、そういったところの導入について、いろいろと調べましたところ、手続にやはり申請から1年ぐらいかかるというふうなことで、コストがものすごく高くなるというふうな、そういった話を聞いておひまして、当然4月1日の運行開始には、そのI Cを活用した運賃収受というのは間に合わないというふうなところではございます。

ただし今後ですね、当然その運転者の負担軽減であるとか、利用者の利便性向上というふうなところもそういった視点を踏まえると、その導入についてはやっではないといけないというふうには考えておりますので、もう少し簡単に、そういったところの導入ができないかどうかというふうなところも踏まえて、いろんな事例等を研究をしているというふうな状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回バス路線が波佐見町の役場に乗り入れるダイヤも組まれています。波佐見町の役場としてもバスを使っただきたいという、利便性を向上していくことが、バスを維持発展させていくために大事かなと思うのですが、今後ですね役場に対してバス利用者が便利になるような施設とか、例えば待合所とか何かしら部分は検討されているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ちょっと役場を停留所としては定めるというふうなことであれば、庁舎の活用もしっかりしていただけるような状況で持っしていきたいというようには思っております。

まずは庁舎1階のロビーを活用していただいて、待合時間等はそこで学生の方々におかれましてはそこで学習していただくとかですね。そういったところの状況ができるん

じゃないかなというふうに思います。

今後利用者の方々の御意見等も聞きながらですね、庁舎内でできるようなこと、そういったところを踏まえて、利便性向上に努めていきたいというように考えております。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

先ほどからずっと乗り合い交通の件なんですけど私もそちらのほうで。

今回その代替交通4月1日からスタートということで、その前に多分定期券や回数券の販売をされると思います。そちらのですね、収入というのがどうもどこにも上がっていないなと思うのですが、こちらはどうかされるんだろうというのが一つと。

14ページの13節、使用料及び賃借料。川棚内海線代替路線用地賃借料がありますけど、こちらはどこを考えられているのでしょうか。まずこの二つお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

定期券の収入につきましてはですね、一応今のところ3月をめどに販売できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

ちょっと今回、歳入のほうには予算計上しておりませんが、次期補正について計上ある程度の金額を想定した上で計上させていただきたいというふうに考えております。

あとそれから土地の使用料につきましては、今内海のほうに西肥自動車の内海車庫がございます。そこで車両の転回をしながらバスの乗務員の休憩スペースというふうなことで、そちらのほうを借りるように、一応予定をしているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

あと一つ、先ほど城後議員も言われました今回の代替交通は、役場スタートがほぼなんですけど。朝ぐらいでしたかね、内海まで行くのはですね。これでスタートはされると思うのですが。そのうちの内海から宿までの乗車数が少ないからということで、今回役場からスタートというふうな説明を以前受けているのですが。

もしこれをスタートされて、やはり内海から宿まで乗られる方々からやはり不便ですというような要望等があった場合は、こちらの路線の延伸というのは今後考えられることなんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回の路線の決定、ダイヤの決定につきましては、いろんな背景がございまして、このようなダイヤの設定にはなっているのですが。朝の通学の時間帯につきましては内海発ではなくて、波佐見町役場発というふうな便で設定をさせていただいております。

その背景といたしましては、今回川棚内海線と同様に廃止される川棚佐世保線の廃止に伴いまして、川棚特別支援学校の乗り入れ。それに利用されている生徒さんたちの足がなくなるというふうなこともございまして、今回川棚特別支援学校まで路線を延長したというふうな形でございます。

ダイヤを組むときに、どうしてもやはり川棚特別支援学校の始業時間までに間に合うようなダイヤの組み方をせざるを得なかったというふうなことと、先ほど言われましたように、内海一宿間の利用者が今の段階でちょっと利用の実態がないというふうなこともありまして、今回そのようなダイヤを組ませていただいたというふうなことがございます。

当然4月1日から実証運行というふうな形で運行させていただきますので、その間にいろんな御意見を頂きながら、あとはダイヤ、それから学校サイドとの調整ができましたらそういった内海方面の始発とか、そういったところも検討できるんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

内容は大きく変わりますが、4ページをお願いします。先ほど繰越明許費についての説明を受けましたが、この場所と工事名、それから延長した場合の工期を伺いたいと思います。

また延長による市民生活あるいは活動的に影響のない場所かも併せて伺います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

4ページ、繰越明許費でございますが。これにつきましては、これから発注をしようとしている箇所でございますが、^{みつのまた}三股川と鬼木の町道になります。これにつきましては今から発注をしても当然工事は年度内には終了しないわけで。そのことから業者が受注しやすいような形をとるために、工期を延長すると。工期をとるということでの繰越明許になります。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

物価高対策の件ですね、商工のほうにもう一度しっかり確認をしたいのですが。今回のプレミアム商品券の発行にあたって、その内容をもう一度しっかり町民に分かりやすいように御説明ください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

プレミアム商品券の内容というふうなことでございます。まず商品券につきましては1枚1,000円の12枚つづりというふうなことで、これを1万円で販売をいたします。プレミアム率は2,000円の20%というふうなことでございますが、これを1人2冊までというふうなことで行いまして、これは各世帯に商品券の引換券というふうなことで、まずこちらのほうから発送させていただきまして、それをもとに集合販売を令和4年と同じような形で、集合販売を公共施設のほうで実施をするというふうなことで考えております。はい、1人。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

1人ということですが、1人というのは世帯の構成は親が2人いて、子供がいてといった場合には、その数という理解をしてよろしいのですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

そうなりますとプレミアム率が2,000円ですか、付くということですが。本来コロナ禍で商品券発行されました。そういうことを考えますと、昨年12月の議会の前に町長のほうが国の補正の段階での状況を鑑みて国の物価高対策を充当しますよというように、かなり鼻息が荒かったのを覚えています。その割には今回ちょっと尻すぼみしたなというのは実際のことで。

当然町民はあれだけ新聞に出ている以上は、そういうやはり期待をしています。その分に対して今回、このような形をとったという部分に対して、どういうふうに協議をされ、今回の取組をされたのか。

やはり国の物価高対策にまつわる交付金が1億円を超える金額が入ってきているわけですが、それに対してどうも合点がいかない予算が提示されているのですけど、その

辺に対してどうですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

どういう趣旨で三石議員がそういう御質問されたのかははっきり分かりませんが、私は国からの財源が来れば、その分については商品券発行に使えますというふうな答弁をいたしました。この予算書見ていただいていますでしょうかね、16ページ。この物価高騰対策に対する交付金は国から5,639万1,000円なのです。これ全部突っ込んでいるのですよ、この商品券事業に。さらに不足する分1,140万円一般財源まで突っ込んで、入れ込んで、今回6,780万円の予算を組んでるのですよ。

確かにおっしゃるとおりコロナ禍においては非常事態でございましたので、プレミアム率を県下でもかなり高い率をつけました。今回「なんだ20%か」というふうな御批判の言葉だと思いますが、それでもある程度地域の経済を回すためには多くの商品券を出して、多くの方に利用していただきたい。そういう思いで今回の商品券発行の事業を制度設計させていただいたところでございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。

したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。11時20分から再開します。

午前11時9分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（尾上和孝君）

会議を再開します。

日程第 5 議案第 2 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 5. 議案第 2 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第 2 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明します。今回の補正は債務負担行為の補正になります。補正予算書 1 ページをお願いします。

令和 7 年 4 月からの業務委託に伴い、令和 7 年 3 月までに契約を行う必要があるため債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加するものです。上水道施設管理業務で期間は令和 7 年度～令和 9 年度、限度額を 15 万円とします。施設管理業務の内容は消防施設整備点検業務になります。

以上で、議案第 2 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（尾上和孝君）

これから議案第 2 号 令和 6 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（尾上和孝君）

日程第6. 議案第3号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは、議案第3号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。今回の補正は債務負担行為の補正になります。

補正予算書1ページをお願いします。

令和7年4月からの業務委託に伴い、令和7年3月までに契約を行う必要があるため債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加するものでございます。

下水道施設管理業務で期間を令和7年度～令和9年度、限度額を300万円とします。施設管理業務の内容は、電気工作物保守業務、消防施設整備点検業務及び機械警備業務になります。

以上で、議案第3号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第4号 波佐見町自家用有償バス条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは議案第4号について御説明いたします。波佐見町自家用有償バス条例。波佐見町自家用有償バス条例を別紙のとおり制定いたします。

提案理由でございます。西肥自動車が運行する川棚内海線廃止に伴い、波佐見町並びに川棚町共同で自治体有償バスを運行するにあたり必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。

まず条例の説明に入る前に、代替バスの概要について御説明いたします。説明資料のほうを御覧いただいでよろしいでしょうか。

この代替バスにつきましては、運行日4月1日からの運行開始を予定しております。運賃割引制度につきましては、後ほど条例案説明の折に触れますが、原則西肥自動車の運賃体系と同水準としております。

西肥バスが現在運行している川棚佐世保線の廃止を受け、今回川棚特別支援学校への通学生の移動手段を確保するため、朝夕の通学の時間帯のみ代替バスを特別支援学校まで延伸をするというようなことになっております。

路線図につきましては資料のとおりでございますが、代替バスは赤の路線で表示しております。バス停の位置は原則現行の西肥自動車の路線を踏襲しております。変更点としましては今回、波佐見町役場まで乗り入れ、それから先ほど言いましたように一部路線のみ川棚特別支援学校まで延伸することがあげられております。

次のページが運行ダイヤとなっております。平日の川棚から波佐見行きにつきましては10便、平日の波佐見から川棚駅についても10便を運行します。土日祝日の川棚から波佐見については7便、土日祝の波佐見から川棚駅については8便を運行することといたしております。なお時刻表につきましてはですね、現在最終調整を行っております。2月中旬には確定したものを、各町民の皆様にご覧を配布して公表したいというように考えております。この代替バスの運営に関しては波佐見町と川棚町との共同運行として実施を

いたします。

このことを踏まえて波佐見町、川棚両町で今回同じような内容の条例を制定する必要がございましたので、今回の臨時議会で本条例を提出させていただいたというようなこととございます。なお条例案につきましては、1月24日に産業建設委員会で御説明をさせていただきます。

それでは条例の内容について御説明いたしたいと思います。9ページをお開きください。すいません。ここでは表題を「自治体有償」というふうなことで書いておりますが、「自家用有償」の誤りでございます。おわびして訂正いたします。申し訳ございません。

それでは御説明いたします。

まず第1条、目的。交通空白地の交通手段の確保のために、自家用有償運送を行うことを規定しております。

第2条、運行路線等運行路線運行区間。運行回数については規則に規定することとしております。

第3条、隣接自治体との共同運航。自家用有償運送を隣接自治体と共同で運行できることを規定しております。

第4条、運行管理及び業務委託。町長が管理一部業務委託についてできることについて規定しております。

第5条、運行の制限。天災やその他やむを得ない事情の際、運行を中止すること等を規定しております。

第6条、使用料。使用料について規定をしております。ここでは運賃及び定期乗車券並びに回数乗車券についての規定となっております。

別表第1につきましては、有償バスの使用料ということで、距離制の運賃を掲載しております。これは先ほども申し上げましたが、西肥自動車のバス路線の川棚内海線の運賃を同額としております。

別表第2でございますが、使用料の種類といたしまして、使用料それから回数乗車券、定期乗車券の規定として区分、金額、それから適用方法こちらについて規定をしております。

別表第3定期乗車券料金ということで、こちらにつきましても現在の西肥自動車の定期乗車券料金を採用しているところでございます。

第7条、使用料の減免。使用料の減免について規定をしております。障害者の方々の使用料の減免について主に規定をしておりますが、これも西肥自動車の規定を準用して

おります。この表の第5につきましては、波佐見町地域公共交通会議の承認を得た場合の使用料の減額減免は、当該承認等を勘案して、町長が別に定めるといふような規定も設けておりますが、これにつきましては、夏休み等における1日乗車券などですね、利用者の利用促進のための減免などについて法定協議会で合意があることを前提に規定することができるというようなことで考えております。

第8条使用料の還付。使用料の還付について規定をしております。

第9条、利用者の責務。安全上及び車内秩序のために利用者の責務について規定をしております。乗務員が運行の安全確保または社内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならないというふうなことで規定しています。

第10条、利用の制限。安全上及び社内秩序のために利用者の制限について規定をしております。

第11条、損害賠償について規定をしております。

第12条、車両の使用でございますが、車両について支障のない範囲で他の目的に使用できることを規定しております。

第13条、委任として規則への委任を規定しております。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するというふうなことでしております。

11ページには条例の施行規則案について掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で議案第4号 波佐見町自家用有償バス条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

第3条、隣接自治体との共同というところで、ちょっと解釈の確認をさせてください。今回の代替交通については、川棚町との関係が非常に深いということで、この隣接自治体というのは川棚町を示しているのかなと思うんですが。

こういう表記をした場合に、有田とか嬉野とか佐世保とか、そういう解釈も捉えられるのですが将来的なことも含めた形でこういう表記をなさったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員仰せのとおりでございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

条例の中にその特別規定がないので、ちょっと利用イメージをお伺いしたいのですが。この自家用有償バスというのが、今までどおり西肥バスの路線バスの同じように運賃表があって、番号があって、それに応じて支払うというイメージでいいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

基本的には、現行の路線バスと変わらない運用での乗車利用というふうになります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

第12条に車両の使用というところですね。支障のない範囲において他の行政目的に使用することができるというのがありますけど。これは例えば貸切バスですね。例えば中学生あたりが中体連とか、そういったものにそういった行事に出るといいうときに、そういうものに使えるものかどうかですね。

2台中1台で主に運行されるということですから1台空いてるということであれば、貸切りバスの運行も可能じゃないかと、そういうふうに思うわけですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然そういった用途についても利用できるようなことで規定をしております。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

第4条についてでございます。運行管理及び業務委託についてですが、4条の2項に町長は有償バスの運行及び車両の管理に関する業務の全部または一部を委託することができるという文言になっております。全て委託じゃないということですが。一部ってなっているけども一部だけじゃなくて、委託しないのが一部になるのかなと思うんですね。

委託しないものというのはどういうものがあるのかなと。ちょっと想像がつかないの

で、教えていただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まあ委託を、現在想定している部分をまず御説明をしたいと思いますが、まず車両の保管及び整備点検。それから車両の運行ですね、路線の運行、それからあとは運転主の雇用ですよ。

そういったところが主な委託の内容になってくると思います。一方で車両の内装機器とか、そういったものに関しての更新作業であるとか、そういったデータの取得等になってはまた別のそれに特化した事業者のほうへ委託とか、そういったことも考えられるというふうなことでございます。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

二つ目はですね、使用料についてであります。別表にありますますが、現行の料金体系に基づいて、決められてると思うのですが、これはいつ改定——西肥バスがいつ改定したものかということと、次はいつ頃の改定を予想されているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

西肥自動車の改定の時期についてはちょっと今すいません、いつだったかというのはちょっと記憶しておりませんが。当然ですね、この運賃の決定につきましては西肥自動車との協議が当然必要になってまいります。

ですので、今後西肥自動車との料金、運賃改定等がありました場合には、また再度協議を行いながら、また個々の内容についても改正をしていく必要があるかとは思っております。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

聞くからにはと思って私調べたんですが、現行のものは昨年6月1日に改定されて、改定時の平均改定率は21.7%。かなり大幅な値上げでした。では、その前はいつだったのかなと思って調べましたら、昨年6月1日の前は一昨年の4月1日でした。つまり2年続けて料金の改定があつてということですね。

今、西肥バスと話してこの料金が決まっているのですが、このペースでいくとまだ毎

年こういくのかなというふうな不安があります。増えていった場合に町としては運賃収入をどのくらい見込んでいらっしゃるのかなど。

大体利用者の数というのは、調査されてるので大体いくらぐらいを見込んでいらっしゃるのかということ、聞きたいということ、さっき言ったように毎年のように、人や料金が値上がりされてるけど、それと同じように同じペースでなさっていくおつもりなのか。利用者が少なくなっていけばどうするのかというところまで、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

実際に利用者、大体の収入がどれくらいになるかというのは、実際に運行してみないと分からないところはあろうかと思いますが、今の川棚内海線でおよそ、実績として運収が1,500万円ぐらいというふうなことを聞いております。

ですので、今回27便あったうち、それを20便に減便してるといふようなところもございますので、ある程度その1,500万円までにはいかないとしても、それに近い1,000万円程度ぐらいの収入は見込めるのではないかなというようには思っております。

今後、その運賃の改定についての、この使用料の見直しというふうなところは、当然西肥自動車との協議の中で検討していかざるを得ないようなところもございます。ただしこの運賃につきましては、地域公共交通会議、当然西肥自動車も委員として参画していただいておりますので、その中で各委員の皆様と調整を図りながら、今後西肥自動車の運賃改定があった場合にまた協議を行う必要があるかなというように考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今の段階で分かる範囲でお伺いです。川棚バスセンターがこの運行経路想定されています。3月31日に川棚内海線と併せて川棚佐世保線も廃止される予定です。今後は長崎空港行き的高速バスしかちょっと停まらないようになりますが、どういう形でバスセンターは運営される予定なのか。分かればお知らせください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

川棚バスセンターにつきましては、西肥自動車のほうからも当然2つの路線が廃止される予定というふうなことに伴いまして、売却もしくは賃貸というようなところでの考

え方をお示しされてるというふうなところでございます。

ただしバスセンターは当然、今回JR川棚駅との接続もこの路線としては重要になっておりますので、その活用として当然賃貸をして利用させていただくというふうなことで今、交渉と申しますか、そこについての合意は計れているところでございます。

今後の利用につきましては、当然空港バスとあとは彼杵町の町営バスもそこに停車をしてるというふうなことの実績もございまして、そこをあわせてうちの代替交通についても、継続的に利用できるように西肥自動車とは引き続きですね、賃貸契約等も進めたいというふうなことを考えております。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは11ページの規則の案で出ております第5条の運休日のことについてお尋ねします。12月29日から翌年1月3日までを運休日とすると書いてありますが、使用料に関しては西肥バスと同等にとったりされるわけなんですけど、この6日間の運休日というのはあまりにも長いのではないかなと思ひまして、年末の買物から空港行きのいろんな帰省の人とかですね。6日間というのがあまりにも長いような気がするんですけど、どういう意図で6日間にされたのか。もしよければ3日間ぐらいに運休ができないのかもお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

この運休日につきましてはいろんなところの自治体の事例をちょっと参考に、一応こういうふうなことで定めてはどうかというふうなことで掲載をしております。当然いろんなニーズもあろうかと思ひます。

ですので、運行を今後委託する事業者とか、あとは川棚町との調整を図った上で、もう少し運行する必要があるんじゃないかというようなことで、協議をする中でそういった意見が出てくるのであればそこは柔軟に対応していきたいというように思っております。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 波佐見町自家用有償バス条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（尾上和孝君）

日程第8. 議案第5号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第5号について御説明いたします。波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。今回の改正は特別職の国家公務員の給与改定に準じ改正するもので、第1条 第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。第2条 第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

附則。行期日として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

期末手当の内訳については、記載のとおりでございます。

次ページ参考資料にて内容説明を行います。次ページをお願いいたします。まず期末手当の改正でございますが、年間の支給月数3.40月分を3.45月に、0.05月に増加するものでございます。各年度の支給月数は記載のとおりでございますので御確認をお願いいたします。

実施時期については先ほど附則で触れましたが、改正第1条と改正第2条の適用につ

いては記載のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

なお次ページが新旧対照表となっておりますので、御確認をお願いいたします。以上で議案第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立多数であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第6号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第6号について御説明いたします。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございます。人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の期末手当について、所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。今回の改正は先ほど申し上げたとおり、特別職の国家公務員の給与改定に準じ改正するもので、改正内容は先ほど御審議いただいた議案

第5号と同じでありますので省略いたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（尾上和孝君）

日程第10. 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第7号について御説明いたします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございます。人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。今回の改正は、さきの人事院勧告に準じて一般職の期末勤勉手当の支給月数の改正と、給料表の号給の金額を改正するもので、参考資料に基づき御説明しますので8ページをお開きください。

まず本年度の給与改定について説明いたしますが、まず、給与表——月例給でございますが令和6年4月に遡及の上改正をいたします。今回の改正とすれば、民間給与との格差平均で2.76%。月給で申し上げますと、1万1,183円を解消するための改正でございます。特に一般職、高卒大卒の初任給についてでございますが高卒を2万1,400円(12.8%)、大卒を2万3,800円(12.1%)引き上げるものが大きな内容でございます。そしてそれぞれの給与について、下記のとおり改正が行われるものでございます。

次に期末勤勉手当の改正でございますが、年間の支給月数、現行が4.50月でございますが、これを4.6月。0.1月分増するものでございます。

それぞれの改正の内容についてでございますが、6年度、7年度ということで分かります。

期末手当、勤勉手当についてでございますが、6月支給は既に支給済みでございますので、12月支給でその分を片寄して改正をするものでございます。令和7年度以降については、記載のとおりそれぞれ平準化した月数で支給を行います。

次に実施時期でございますが、給料表、期末勤勉手当とも公布の日から適用ですが、給料表は令和6年4月1日、期末勤勉手当は令和6年12月1日にそれぞれ遡及の上適用いたします。なお、令和7年度分は本年4月1日からの適用です。

なお次ページ以降は新旧対照表でございますので、併せて確認をお願いします。以上で、議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（尾上和孝君）

日程第11. 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第8号について御説明いたします。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の規定の整理を行うものでございます。

次ページ別紙をお開きください。今回の法令の改正に係る関係条例の改正として、まず一般職の職員の給与に関する条例の一部改正として、21条中の2第3号及び第4号及び第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次に、波佐見町個人情報保護法施行条例の一部改正として、第10条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。あわせて附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に波佐見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正として、第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則。施行期日でございますが、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行いたします。なお法律の施行予定は本年6月1日からとなっております。

次ページをお願いいたします。附則の2項～5項に関するものでございますが、経過措置を定めたもので、第2項は条例施行前の行為は施行前の例によると定めているもので、第3項は従前の懲役刑と禁錮に該当する刑を有期禁錮刑とするもの。

第4項は逆に拘禁刑に該当する刑で、従前の法律を絶やすため無期拘禁刑は無期禁錮刑に、有期拘禁刑は有期禁錮とみなすものでございます。

第5項は施行前に犯した禁錮刑以上の形を施行後、拘禁刑の起訴とみなすものとなっ

ております。

以上で議案第8号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号

○議長（尾上和孝君）

日程第12. 議案第9号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第9号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の締結について御説明申し上げます。令和7年1月24日に一般競争入札に付した波佐見町体育センター空調機設置工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは2ページをお願いします。契約の目的は、波佐見町体育センター空調機設置工事。契約の方法は一般競争入札による契約。契約金額は7,758万3,000円です。契約の相手方は佐世保市母ヶ浦町24番地3。有限会社 星佑空調 代表取締役 末武節雄となっております。

3ページをお願いします。入札の結果についてですが、一般競争入札による入札で、

2社より参加資格申請書の提出があり、入札を行った結果、有限会社星佑空調が落札したものです。なお工事の概要につきましては担当の総務課から説明申し上げます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは担当の総務課から工事の概要について説明をいたします。4ページのほうをお開きください。

まず工事の概要目的でございますが、指定避難所である体育センターの避難者健康保持のため空調機を設置するものでございます。また、災害時の停電に稼働できるGHPガスヒートポンプ方式による空調設備としております。

次に主な工事内容でございますが、ここで訂正をお願いします。②「LGガスタンク」となっておりますが「LPガス」が正となります。お詫びの上訂正をお願いします。「LPガスタンク」が正でございます。

まず主な工事内容ですが、一つ目として発電機を1基。次にLPガスタンクを1基、そしてGHP室外機3基、そして室内機として天吊式、保護カバー付きを8基、設置をいたします。

そこで主な機能仕様でございますが、ガスタンク容量は24時間3日間稼働で設計を行っております。発電機は、室内照明2分の1程度カバー、そしてコンセントを対象としております。空調はアリーナを対象としております。空調稼働は今回ガスとなりますが、制御盤で集中管理をしますので、通常のエアコンディショナーのように使用することができます。

次に施行概念図と概要図ということで5ページをお願いいたします。体育センターの平面図でございますが、向かって左側の駐車場の北側の体育センター側のほうに、まず発電機とガスタンクを配置いたします。そして室外機でございますが、南西側のほうに3基、図のような場所に設置をいたします。

一方で室内機でございますが、建物内部アリーナにバスケットゴールポストの下屋がございますので、そこに室内機のイメージとしておりますがそのような状況で設置を行うというように考えてるところでございます。なお図面の右側のほうに工事概要、機能仕様ということで、先ほど申した内容の再掲をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上で議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

工事内容の中で、3番の主な機能仕様で①ガスタンク容量は24時間3日間稼働設計とあります。24時間3日間連続で稼働した場合のガスの使用料金、これがどの程度かかるものかということと、それから可能であれば電気との比較——同じような運転をした場合ですね、電気です。この辺の比較はできましたらお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この体育センターの空調機設置工事については、さきの補正予算のほうでお認めいただきました。その際に脇坂議員からも、電気との比較をしたかということでお尋ねをいただいたわけですが、先ほどの目的にあったとおり今回は、災害時の停電時に対応できるということで、ガスによる発電ということを選択しております。電気との設計についても進めましたが、概算で電気のほうが若干安いという結果は出たものの、先ほど申したとおり、災害時の停電時を考慮すれば、一つは必要だろうと、1か所必要だろうということで考えております。

そこで事前に御質問頂いておりましたので、計算をいたしました。ガスタンク980キログラムでございますが、これを使い切った場合の——もうおおよその金額でございますが、26万5,000円程度となります。一方で電気となると室外機、室内機、併せて照明となります。多岐にわたりますのでこちらのほうとすればなかなか専門家でございますので試算しかできませんが、例えば、室外機をフルに使った場合。室外機の合計が224キロワットでございますので、これを24時間3日間使ったとすれば、概算でございますが53万2,000円程度かかるということになりますので、運転費用だけ見るとこのLPガスのほうが安価ということで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

この体育センターの空調設備設置工事についてですね、反対をするものではありません。

ただ概要の中で、まず今は避難者健康保持のためというふうに特定されておりますが、将来例えば町民の健康維持を図るために、いわゆる有料でも構いませんのでもっとこう体育センターを広範囲で使うために、そういった目的の変更といたしますか、概要の変更

といたしますか、そういったことも考えられますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

我々総務課とすれば今回は災害の対応ということ、停電時の対応ということで入れるわけですが、当然先ほど御質問頂いた、いわゆる社会体育等に使えないかということについて、かねてから御質問頂いております。

これについては導入後、運用を見ながら教育委員会と協議をし可能であれば使ってもらえることも検討したいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

決まってよかったと思うのですが、実はもう昨年からこれ一応指摘しているのですが、その後どういう体制を今後されるのか。それをちょっと質問したいと思います。

こういう案、大型予算を当初予算組まれまして、そしていろんな補助金助成金とか、見落としがあったということを知っておりますが、これは体制自体が問題じゃないかと思っております。聞くところによりますと大体1人で、皆さんされている事が多いと思うんですね。

こういう大型案件に関しましては、複数の人間であるのがこういう補正予算を、大きく当初予算から変わらなくていいんじゃないかと思うんですが。そういう体制を、仕組みを、そういう作りはどういうふうに今後考えられていらっしゃいますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○2番（脇坂正孝君）

この体育センターの空調機設置工事については、当初予算に計上したものの実施設計を組んだら、当初の金額と乖離があったもので、議員議会からも御指摘を頂きましたので、一旦予算自体を取下げ、12月の補正で改めて上程をしたという経過がございます。

当然、当初の予算については業者の参考見積りを行ったわけですが、やはり公共歩掛公共単価を組んだら、費用等が実質変わったということになりました。その点についてはですね、今北村議員がおっしゃったとおり我々——私個人も含めて、専門家でございませんでしたので、業者から来た見積り書ですね精査、あるいはその手続についてはですね、反省すべき点も多くあったろうと思います。

そこで体制等についてということですが、こちらのさきの役場の管理協議会で、町長・副町長からもこれら大型事業の執行について体制を検討するというところで

ございました。

どういったものが今後なるかということについてはですね、それぞれ今から要検討だと思います。現在その建築系の大型事業についてはですね、なかなか担当の向き不向きもあろうと思いますので、懸念されることは承知しております。

この点については組織として、共有できることをしながら管理協議会のほうでも検討されるものということで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

その件総務課長から今説明があつてますが、現実には昨年もこれを含めて2件ほど大型案件で発生をしております。その辺で町長。やはり複数で点検してやるべきもんじゃないかと思いますが、その点どう考えますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

本来の議案に直接関係ないようでございますので、なかなか答弁はしにくくございますが。本来そういった事務といいますか、書類等の整備について、事務の主体チェック体制については複数で行うように指導しておりますので、今後そういった体制もしっかり整えてまいりたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（尾上和孝君）

これから、議案第9号 波佐見町体育センター空調機設置工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和7年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員